

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本な構想を別紙のとおり変更したので、同条第 6 項の規定に基づき、公告する。

令和 5 年 9 月 29 日

寒川町長 木村俊雄

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

寒 川 町

目 次

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
第6	その他	24
別紙1		25
別紙2		26
(参考様式1)		29
(参考様式2)		30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地勢及び全体構想

本町は、東京から50km、横浜から30km圏内に位置し、農産物の流通にとっては恵まれた経済立地条件にある。しかし、都市化の進展とともに農業基盤としての農地の減少、就農人口の減少や高齢化、後継者問題、消費者ニーズの変化など、農業を取りまく環境は、厳しいものがある。

その反面、東京大都市圏に立地する有利性を生かし、伝統的技術による都市型農業として、野菜や花き、果樹等の供給地として知られている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型の担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農業経営体と施設園芸による集約的経営を展開する農業経営体との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

さらに、かながわ農業活性化指針の基本目標「農業の活性化による地産地消の推進」に沿って、都市農業の持続的な発展を図ります。

2 農業構造の現状

本町の農業構造については、昭和30年代後半、相模川沿岸部への工場進出を契機に土地利用は大きく変化し、農外取得を増加させることとなり、兼業農家が増大したが、その後一層の兼業の深化によって、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足、気候変動による気象災害の頻発化など生産面の課題も深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 効率的かつ安定的な農業経営に関する目標

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり550万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800～2000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営体育成の方向

本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経

営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、隣接する藤沢市、茅ヶ崎市とともに、さがみ農業協同組合、寒川町農業委員会、神奈川県農業技術センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、全町的な土地利用調整を展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、さがみ農業協同組合農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、神奈川県農業技術センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業経営体の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他

サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、寒川町農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画」と整合が取られるよう推進する。

5 農業経営体に対する支援体制

本町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を神奈川県農業技術センター等の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間満了を迎え、認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和4年度の新規就農者は4名であり、近年、農外からの新規参入希望者の就農に関する相談件数は増加傾向にある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間1人以上の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人も増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間日数（主たる従事者1人当たり2000時間（250日）程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者の目標の45%以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、農業技術センターが重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと、次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 施設トマト + 露地野菜	〈作付面積等〉 促成トマト 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha ネギ 0.1ha エダマメ 0.2ha ホウレンソウ 0.2ha 小計 0.5ha 計 1.0ha 〈経営面積〉 施設用地 0.5ha 畑 0.5ha 計 1.0ha	〈資本装備〉 硬質プラスチック ハウス 2,000 m ² ビニールハウス 1,000 m ² 計 3,000 m ² 自動カーテン 暖房機 トラクター20ps 1台 管理作業機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・一部直売	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業について、パートによる雇用従事者の確保
② 施設イチゴ + 水稻	〈作付面積等〉 促成イチゴ 0.3ha 小計 0.3ha 水稻 0.2ha 小計 0.2ha 計 0.5ha 〈経営面積〉 施設用地 0.4ha 水田 0.6ha 計 1.0ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 3,000 m ² 自動カーテン トラクター20ps 1台 田植機 (1/5) コンバイン(1/5) 乾燥機 (1/5) 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・一部直売	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業について、パートによる雇用従事者の確保
③ 落葉果樹 + 露地野菜	〈作付面積等〉 ナシ 0.5ha カキ 0.3ha 小計 0.8ha 露地野菜 0.4ha 小計 0.4ha 計 1.2ha 〈経営面積〉 樹園地 0.8ha 畑 0.2ha 計 1.0ha	〈資本装備〉 果樹棚 防蛾灯 スピードスプレアー 棚下作業車 防鳥防虫ネット 管理作業機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・一部直売	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パートによる労働力、ピーク時の軽減
④ 露地野菜	〈作付面積等〉 ダイコン 0.5ha キャベツ 0.5ha ブロッコリー 0.2ha ホウレンソウ 0.3ha レタス 0.2ha キュウリ 0.2ha 秋ナス 0.2ha ジャガイモ 0.3ha トウモロコシ 0.3ha	〈資本装備〉 育苗ハウス 100 m ² トラクター30ps 1台 管理作業機 大根洗い機 野菜洗い機	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・一部直売	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

	計 2.7ha 〈経営面積〉 畑 1.5ha			
⑤ 軟弱野菜	〈作付面積等〉 施設ハウレンソウ 0.45ha 施設コマツナ 0.3ha 小計 0.75ha コマツナ 1.0ha ハウレンソウ 0.5ha ネギ 0.3ha 小計 1.8ha 計 2.55ha 〈経営面積〉 施設用地 0.2ha 畑 0.8ha 計 1.0ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 1,500 m ² 保冷库 かん水施設 トラクター20ps 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・一部直売	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
⑥ 野菜直売	〈作付面積等〉 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha ハウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha ジャガイモ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha 計 1.2ha 〈経営面積〉 施設用地 0.15ha 畑 0.5ha 計 0.65ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 1,000 m ² 暖房機 保冷库 トラクター20ps 1台 管理作業機 加工施設 30 m ² 加工機器 作業車兼車庫 130 m ² 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・一部直売	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保
⑦ 温室バラ	〈作付面積等〉 バラ 0.25ha 〈経営面積〉 施設用地 0.6ha 水田 0.2ha 計 0.8ha	〈資本装備〉 ガラス室 2,500 m ² 暖房・かん水施設 保冷库 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
⑧ 温室スイートピー	〈作付面積等〉 スイートピー 0.1ha メロン 0.06ha 計 0.16ha 〈経営面積〉 施設用地 0.2ha 水田 0.3ha 畑 0.2ha 計 0.7ha	〈資本装備〉 ガラス温室 990 m ² 暖房・かん水施設 保冷库 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

⑨ 温室カーネーション	〈作付面積等〉 カーネーション 0.26ha 〈経営面積〉 施設用地 0.4ha 水田 0.3ha 計 0.7ha	〈資本装備〉 硬質プラスチック ハウス 1,650 m ² ビニールハウス 990 m ² 暖房・かん水施設 保冷库 他	・一部直売 ・パソコン等の利用により経営管理と税務処理を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・生産出荷に係わる作業についてパート雇用従事者の確保
⑩ 温室鉢物	〈作付面積等〉 鉢物 0.13ha シクラメン プリムラ 他 〈経営面積〉 施設用地 0.3ha 水田 0.2ha 計 0.5ha	〈資本装備〉 硬質プラスチック ハウス 1,000 m ² ビニールハウス 330 m ² 暖房・かん水施設 蒸気消毒機 他	・販売は直売主体 ・パソコン等の利用により経営管理と税務処理を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・生産出荷に係わる作業についてパート雇用従事者の確保
⑪ 洋ラン	〈作付面積等〉 洋ラン 0.085ha コチョウラン 〈経営面積〉 施設用地 0.3ha 水田 0.2ha 計 0.5ha	〈資本装備〉 ガラス室 800 m ² 育苗ハウス 50 m ² 冷房・暖房施設 かん水施設 除湿器 遮光装置 水槽	・販売は一部直売 ・パソコン等の利用により経営管理と税務処理を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・生産出荷に係わる作業についてパート雇用従事者の確保
⑫ 酪農	〈飼養頭数〉 搾乳牛 36 頭 育成牛 18 頭 〈経営面積〉 飼料畑 2.0ha 施設用地 0.4ha 計 2.4ha	〈基本装備〉 成牛舎 396 m ² 育成舎 90 m ² トラクター80ps 1 台 フォレージ ハーベスター 1 台 バルククーラー 1 台 パイプライン ミルカー 1 台 堆肥化施設 1 基 排水処理施設 1 基	・パソコン等の利用により経営管理と税務処理を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパーの導入
⑬ 肉用牛 (専用種)	〈飼養頭数〉 黒毛和種 100 頭 〈経営面積〉 施設用地 0.2ha	〈基本装備〉 牛舎 980 m ² 堆肥舎 240 m ² 飼料攪拌機 30 m ² 農作業機械 他	・パソコン等の利用により経営管理と税務処理を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパーの導入
⑭ 養鶏	〈飼養羽数〉 成鶏 6,000 羽 育成鶏 1,500 羽 〈経営面積〉 施設用地 0.5ha	〈基本装備〉 成鶏舎 880 m ² 育成舎 270 m ² 鶏糞乾燥施設 自動販売機 他	・販売は直売主体 ・パソコン等の利用により経営管理と税務処理を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・飼養管理に係わる作業についてパート雇用従事者の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業
経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと、次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	経営面積 50a (畑 50a) 〈作付面積〉 キャベツ 10a レタス 10a タマネギ 10a ネギ 10a エダマメ 5a トウモロコシ 10a ナス 5a コマツナ 10a 計 70a 他多品目	直売等を主体とした 少量多品目の周年栽培 〈資本装備〉 ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 ・小型管理機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・一部直売	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
露地野菜及び施設野菜	経営面積 50a 〔施設面積 10a〕 〔畑 40a〕 〈作付面積〉 促成トマト 10a 抑制キュウリ 10a 小計 20a キャベツ 5a ダイコン 5a レタス 5a タマネギ 10a ジャガイモ 10a 小計 35a 合計 55a 他多品目	直売所を主体とした、施設園芸野菜及び多品目露地野菜の周年栽培 〈資本装備〉 ・ハウス 1,000㎡ ・暖房機 ・パイプハウス 100㎡ ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・一部直売	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業について、パートによる雇用従事者の確保
露地野菜及び果樹	経営面積 70a 〔樹園地 40a〕 〔畑 30a〕 〈作付面積〉 温州ミカン 20a ブルーベリー 20a 小計 40a	観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営 〈資本装備〉 ・トラクター 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パートによる労働力、ピ

	ホウレンソウ 10a キャベツ 10a ダイコン 10a キュウリ 5a ナス 5a トウモロコシ 5a 小計 45a 計 85a 他多品目	・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 他	・一部直売	ーク時の軽減
露地野菜 及び水稲	経営面積 100a (畑 30a 水田 70a) <作付面積> キャベツ 5a レタス 5a タマネギ 5a ネギ 5a ナス 5a コマツナ 5a 小計 30a 水稲 70a 小計 70a 計 100a 他多品目	直売等を主体とした 少量多品目の周年栽 培及び水稲栽培 <資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100 m ² ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 ・小型管理機 ・田植機 ・コンバイン 他	・複式簿記記 帳の実施に より経営と 家計の分離 を図る。 ・青色申告の 実施 ・一部直売	・家族経営協 定の締結に 基づく給料 制、休日制の 導入

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を利用するとともに、隣接する藤沢市、茅ヶ崎市とともに、さがみ農業協同組合、寒川町農業委員会、神奈川県農業技術センター及びかながわ農業アカデミー等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報や農地情報の提供、受け入れ体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定、フォローアップ、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入態勢の整備、研修・交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

町は、かながわ農業アカデミー、湘南地域県政総合センター、農業技術センター（普及指導部）及び畜産技術センターと連携し、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、必要に応じ面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域農業を担う者として当該者を育成するときには、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。そのために各種生産者組織への参加を促すとともに、関係機関と連携し、生産物の販路確保を支援する。

さらに、青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談、技術や経営ノウハウについての習得についてはかながわ農業アカデミー、就農後の営農指導等フォローアップについては農業技術センター（普及指導部）及び畜産技術センター、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、かながわ農業アカデミー等と連携しながら、随時、就農相談を行い、本町での就農に向けた情報の提供を行う。また、平成24年に新規就農者の受入支援体制の広域化に関する協定を締結した藤沢市、茅ヶ崎市との連携を強化し、本町を含む2市1町管内での就農に向けた情報の提供を行う。

また、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示したような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標及び第3で示したような新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用に関する目標等を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標及び農用地の面的な集積（以下「面的集積」という。）の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標
割合	30%

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面的集積の目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体及び地域農業集団の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫及びその他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

3 シェアの目標の算出基準となる面積は、寒川町農業振興地域内における農用地面積である。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町においては、農用地区域に設定された農用地が131haあり、町全体面積の約10%にもおよんでいる。しかし、経営農地は分散傾向にあり、農作業の効率化が図られていないのが現状である。

農用地の約5割を占める田については、個人での営農が主体であり、平均経営面積も41aと小規模である。一方、畑等について、花きや果樹は販売経路の確立や、都市型の立地を生かした直売により、比較的安定した生産が行われている。しかし、野菜については単一農家の収穫面積は小規模となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は農業従事者の高齢化、担い手不足による遊休地の増加が予想される。また、相続等により農家資格を有しない者が農地を取得した場合の問題もあり、このような農地における対策として具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

① 遊休農地対策事業

② 新規就農者育成事業

③ 農地利用集積事業

(3) 関係団体等との連携体制

本町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、寒川町農業委員会、農地中間管理機構、さがみ農業協同組合、神奈川県相模川左岸土地改良区 等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 農業振興地域内における生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 本町は、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努め、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発、並びに両制度に取り組めるよう適切な指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権の設定等を促進する事業に関する事項

(1) 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 地域計画推進事業

町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

② 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、時宜に応じて、農業者、町、寒川町農業委員、寒川町農地利用最適化推進委員、さがみ農業協同組合、農地中間管理機構、その他の関係者とし、町ホームページや生産組合を活用し、周知します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を町農政課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

④ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定にあたって、神奈川県、寒川町農業委員会、農地中間管理機構、さがみ農業協同組合、神奈川県相模川左岸土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて。）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概

ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 本町長への確約書（参考様式1）の提出や本町長との協定（参考様式2）の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（3）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（4）開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。
- (5) 農用地利用集積計画の策定時期
- ① 本町は、下記(6)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。
- (6) 要請及び申出
- ① 寒川町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいるさがみ農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(5)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。
- (7) 農用地利用集積計画の作成
- ① 本町は、(6)の①に規定による寒川町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(6)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、さがみ農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申

出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- (8) 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について寒川町農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに、(8)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(10) 公告

本町は、寒川町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(8)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

本町が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内、いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (10)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 本町は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。

(2) 本町、寒川町農業委員会、さがみ農業協同組合は、農地流動化の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策

を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、神奈川県農業技術センター、寒川町農業委員会、さがみ農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人神奈川県農業会議)の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア さがみ農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

さがみ農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業基盤整備、生活環境整備その他関連事業を積極的に推進し、農業の担い手確保に努めるものとする。

イ 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業

経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、寒川町農業委員会、神奈川県農業技術センター等、さがみ農業協同組合、神奈川県相模川左岸土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1から第2の2で掲げた目標や指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するため、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

寒川町農業委員会、さがみ農業協同組合、神奈川県相模川左岸土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年 9月29日から施行する。

別紙1 (第5の1(2)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定されている地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 (第5の1(3)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が、当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定め</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権</p>

	<p>るものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	--	---

Ⅱ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び利益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除す</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委	Iの④に同じ。

	<p>ることにより算定する。</p> <p>2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>託者（損失がある場合には受託者という。）』と読み替えるものとする。</p>	
--	--	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>

寒川町長 様

(提出日) 令和 年 月 日
(提出者) 印

寒川町が、令和 年 月 日に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他

※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

(参考様式2) (第5の1 (2) ④関係)

協定例

寒川町 (以下「甲」という。)、〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕 (以下「乙」という。) 及び△△〔農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第18条第2項第6号に規定する者〕 (以下「丙」という。) は、農地又は採草放牧地 (以下「農地等」という。) について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

(丙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域)

第1条 丙は、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等 (以下「貸付農地等」という。) において、〇〇、△△及び◇◇〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

(耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積)

第1条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
〔記載例〕 畑作・飼料作・麦作・稲作	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等
果樹	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等
採草・放牧	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等 (以下「貸付農地等」という。) の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

(地域の農業における丙の役割分担)

第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。

【丙が法人の場合】

3 丙は、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち1名以上の者が、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

第3条 丙は、甲に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況（【丙が法人の場合】及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況）について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。

3 丙から2の連絡を受けた甲は、乙の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、乙と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

(実地調査等)

第4条 甲は乙の協力を得て、丙が貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他寒川町農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

2 甲は、前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条（第3項を除く。）の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受け（【丙が法人の場合】で解散す）る場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。

3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び寒川町農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

第6条 丙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

(損害賠償)

第7条 第6条の定めによる原状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を丙に請求するものとする。

(貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い)

第8条 貸借期間中に賃貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名称
代表者名
所在地

乙 名称
代表者名
所在地

丙 名称
代表者名
所在地